

DV被害者への対応について

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

(平成13年10月13日施行)

「配偶者」に含まれるもの

- 男性・女性両方
- 事実婚相手
- 元配偶者
- 同棲相手

「暴力」の種類

①身体的暴力

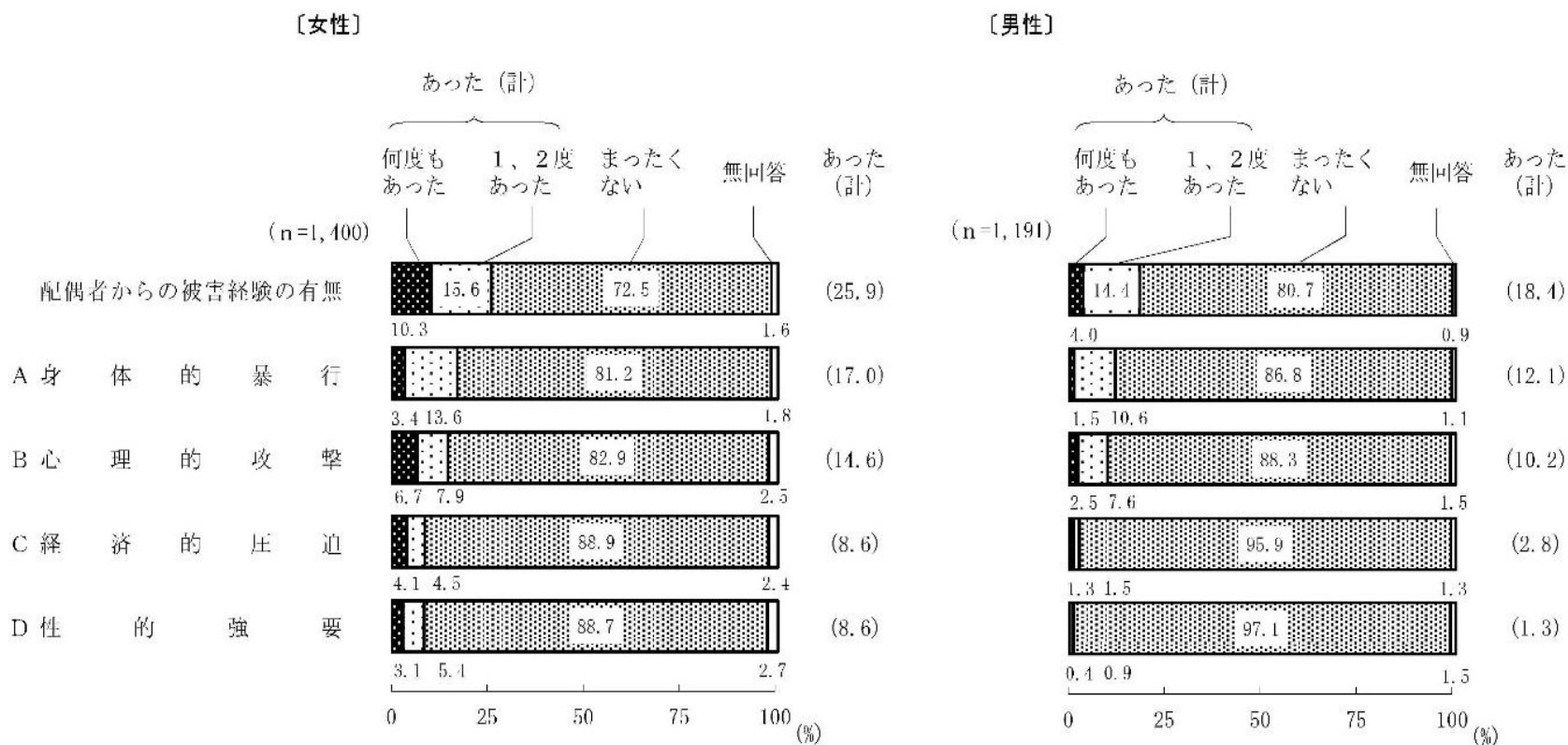
②精神的暴力（・経済的暴力）

③性的暴力

DVの被害経験

(内閣府 令和2年度調査)

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も受けている。



DV被害の相談先

- 配偶者暴力相談支援センター
(配暴センター)
- 警察

愛知県内の配偶者暴力相談支援センター

①愛知県女性相談支援センター

②名古屋市配偶者暴力相談支援センター

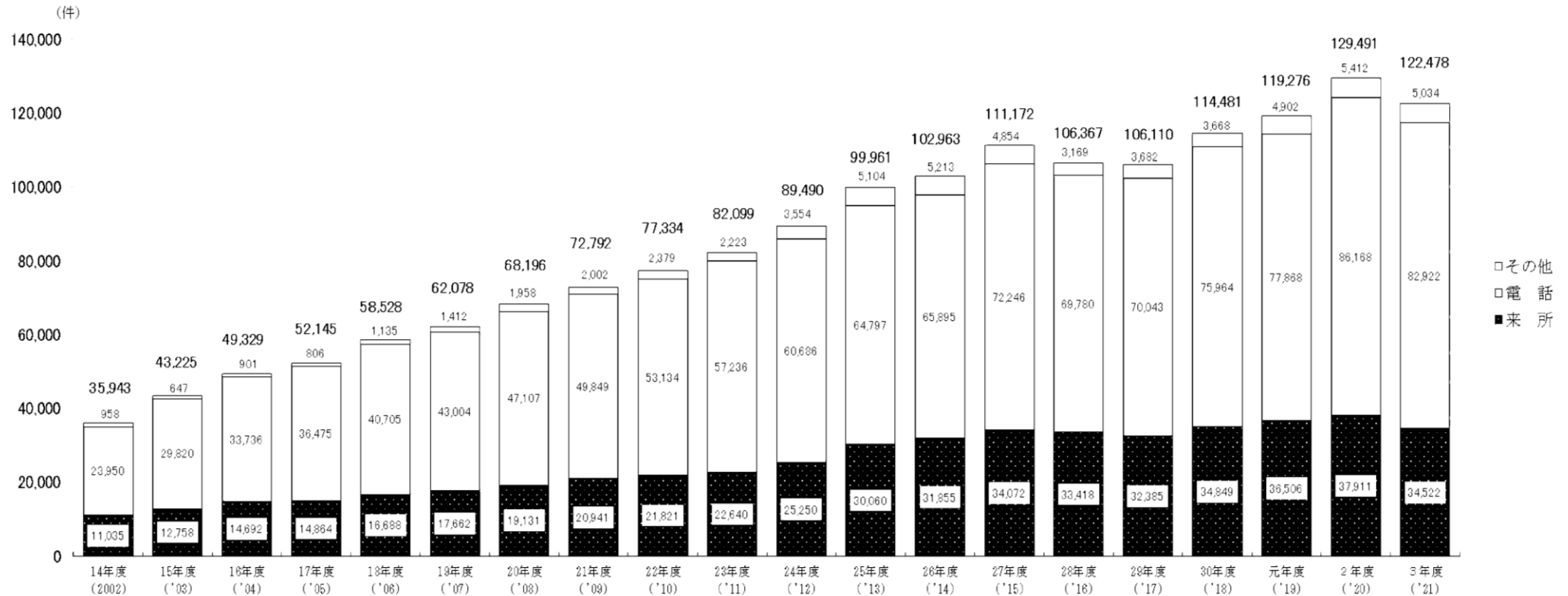
配暴センターの機能

- 相談／相談機関の紹介
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護
- 自立支援、保護命令利用等に関する情報提供・助言・関係機関との連絡調整

相談状況の推移(全国)

(内閣府公表)

<図 相談件数の年次推移>



愛知県女性相談支援センター

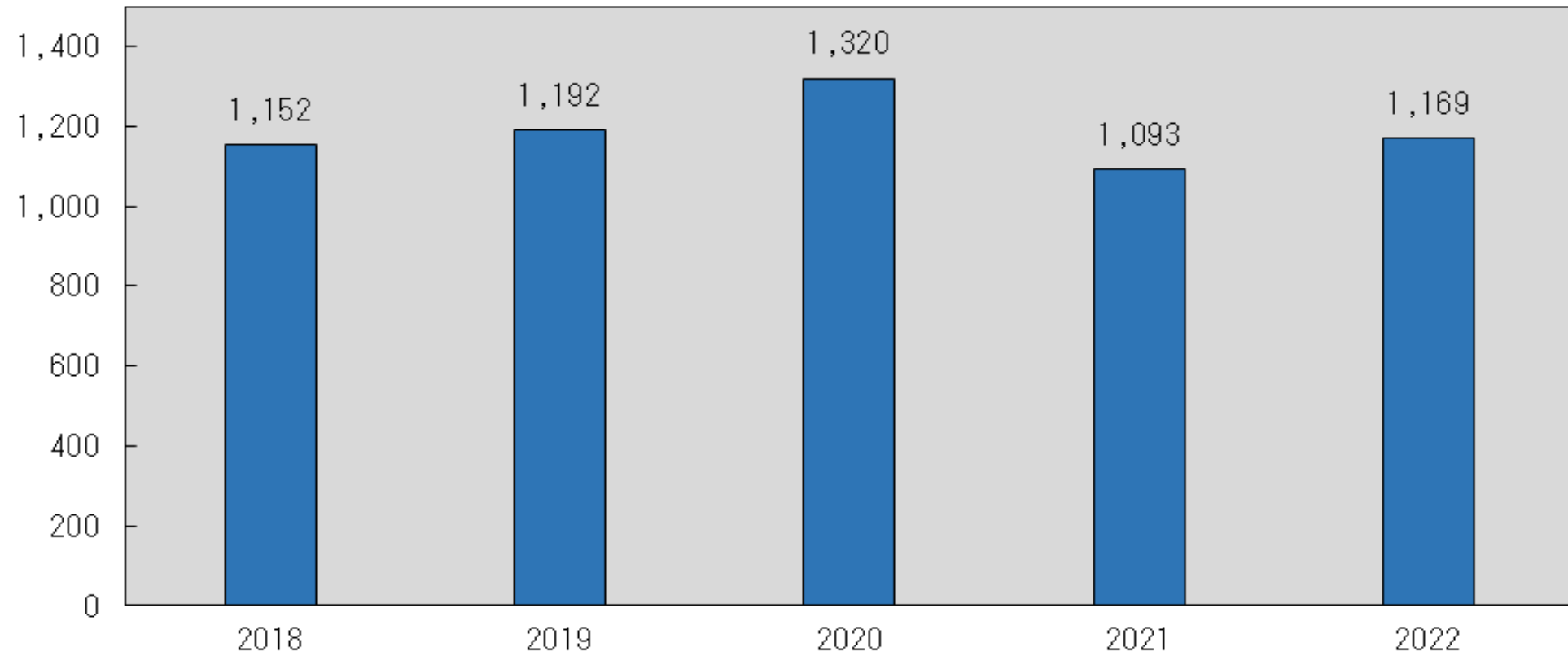
①女性相談支援センター

(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)

②配偶者暴力相談支援センター(DV防止法)

の2つの機能

愛知県女性相談支援センターにおけるDVに関する相談件数の推移

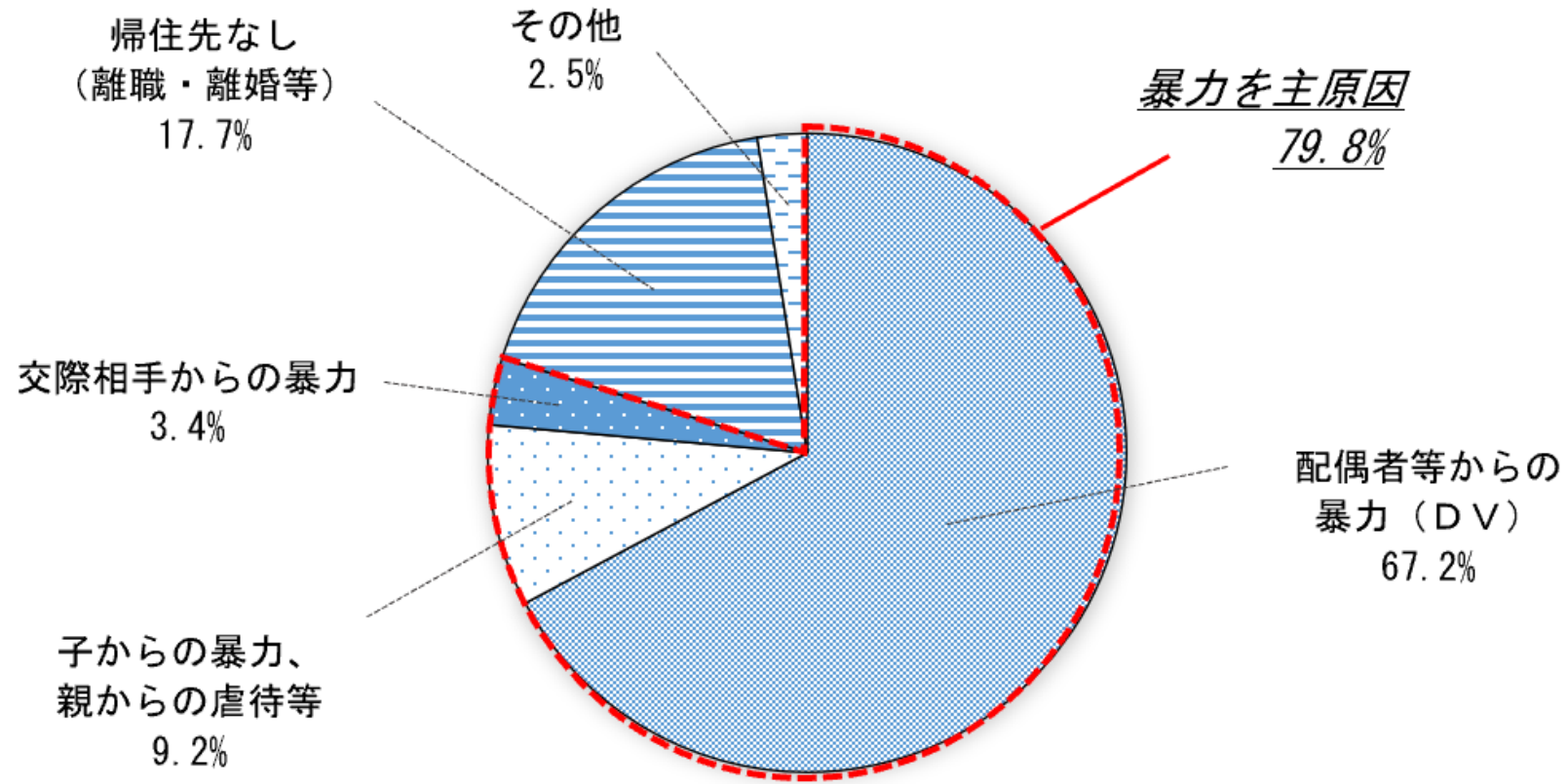


一時保護

- 女性相談支援センター一時保護所
- 女性自立支援施設
- 母子生活支援施設
- 民間シェルター など

* 概ね2週間以内

一時保護主原因別内訳 (2022年度実績)



一時保護者の退所理由別内訳

区 分	2021年度		2022年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
女性自立支援施設入所	7	6.0	13	10.9
母子生活支援施設入所	36	31.1	28	23.5
老人ホーム	0	0.0	2	1.7
他の社会福祉施設入所	5	4.3	7	5.9
小 計 (施設入所)	48	41.4	50	42.0
就職・自営	1	0.9	0	0.0
アパート等入居	6	5.2	3	2.5
帰宅	15	12.9	14	11.8
福祉事務所へ移送	5	4.3	4	3.4
入院	2	1.7	4	3.4
帰国	1	0.9	2	1.7
親族等引き取り	5	4.3	9	7.6
知人宅	1	0.9	5	4.2
保護先変更	12	10.3	7	5.9
無断退所	0	0.0	2	1.7
その他	13	11.2	13	10.9
未処理 (次年度に)	7	6.0	6	5.0
計	116	100.0	119	100.0

DV防止法（福祉事務所による自立支援）

第八条の三

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十三年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

DV防止法（関係機関の連携協力）

第九条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

DV被害者支援における福祉事務所の役割

- ①住民に最も身近な相談機関としての役割
- ②一時保護の依頼機関としての役割
- ③自立生活への支援機関としての役割

①住民に最も身近な相談機関としての役割

- 生活保護等に関する相談対応時における
DVの発見・介入など

②一時保護の依頼機関としての役割

- 福祉事務所→愛知県女性相談支援センターに
一時保護を依頼
- 一時保護中の医療費の扶助

③自立生活への支援機関としての役割

- 転居先確保の支援
- 生活保護の適用
- 母子生活支援施設への入所委託
- 転居先の福祉事務所へのケース移管 など

保護命令

- ① 被害者への接近禁止命令
- ② 被害者の子または親族等への接近禁止命令
- ③ 退去命令
- ④ 電話等禁止命令

DV被害者はなぜ逃げることができないのか(1)

- 恐怖感
- 無力感
- 複雑な心理

DV被害者はなぜ逃げることができないのか(2)

- 経済的問題
- 子どもの問題
- 失うもの

DV被害者への対応のポイント

- ①配偶者からの暴力についての理解
- ②安全確保の優先
- ③被害者の意思の尊重
- ④秘密の保持・プライバシーの保護
- ⑤必要な支援の提供・関係機関との連携

①配偶者からの暴力についての理解

- 被害者の置かれている深刻な事態や、被害者が持つ恐怖や不安への理解
- 必要な援助のための課題整理

②安全確保の優先

- 「今、安全な状況なのか」をまず確認
- 県女性相談支援センターへの一時保護の依頼
等

③被害者の意思の尊重

支援の最終目的

＝DV被害者が自分の問題を解決できるような
行動を、自分自身で決定できるようにする

④秘密の保持・プライバシーの保護

- 情報管理の徹底(居所情報等)

* 加害者や関係者による

「なりすまし」への注意も必要

⑤必要な支援の提供・関係機関との連絡

市役所

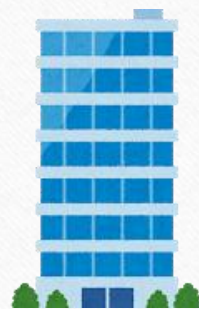
- ・児童福祉担当
- ・障害担当
- ・DV担当



児童相談所



県女性相談支援センター



警察



民間団体

